

平成 21 年度農村振興局所管公共事業等の施行について

農村振興局所管の公共事業等の適切な執行については、かねてからお願いしているところであるが、平成 21 年度農村振興局所管公共事業等の施行に当たっては、下記事項に留意のうえ適切かつ円滑な事業執行に努められたい。

なお、貴管下関係機関に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

記

1 施行方針

地域の実情を勘案しつつ、機動的かつ弾力的な施行を図るとともに、予算の節減合理化など効率的な執行に努めること。

2 平成 21 年度当初予算の上半期における入札・契約業務の円滑な実施について

(1) 平成 21 年度の所管公共事業等の執行に当っては、「平成 21 年度上半期における入札・契約業務の円滑な実施について」（平成 21 年 4 月 17 日付け 21 経第 146 号農林水産省大臣官房経理課長通知）を受け、平成 21 年度当初予算の上半期の契約率について、特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである 8 割を目指し、最大限努力すること。

(2) このため、平成 21 年度の上半期においても引き続き、「平成 20 年度第 2 次補正予算等に係る農林水産省所管事業の執行について」（平成 21 年 1 月 30 日付け 20 経第 1778 号農林水産省大臣官房経理課長通知）及び「平成 20 年度第 2 次補正予算等に係る農村振興局所管公共事業の施行について」（平成 21 年 2 月 2 日付け 20 農振第 1708 号農林水産省農村振興局整備部長通知）に定める総合評価落札方式における提出資料の簡素化や標準的日数の短縮による一般競争入札方式等の手続きに要する期間の短縮、概算数量発注方式の積極的活用のほか、積算業務の外注、現場技術業務の一層の活用等を図り、入札契約業務の早期かつ適正な執行を図ること。

3 コスト構造改善の推進

公共事業コスト構造改善については、厳しい財政事情が続く中、「平成 21 年度予算編成の基本方針」（平成 20 年 12 月 3 日閣議決定）において平成 21

年度以降についても引き続き強力に推進するとされたこと等を踏まえ、「農業農村整備事業等コスト構造改善プログラム」（平成 20 年 4 月 2 日付け 20 農振第 1 号）に基づき総合的なコスト構造改善の推進に努めること。

4 入札及び契約手続きの適正な執行

公共事業の入札及び契約に当たっては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 18 年 5 月 23 日閣議決定）並びに「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成 17 年 8 月 26 日閣議決定。以下「基本方針」という。）、「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」（平成 20 年 3 月 28 日 19 経第 2024 号農林水産省大臣官房長通知）及び「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について及び低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行についての一部改正について」（平成 20 年 3 月 31 日 19 経第 2049 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、次の事項をはじめとした入札方式の改善等の措置を講じることにより一層の透明性、客観性及び競争性の確保及び品質確保に努めること。

- (1) 一般競争入札方式を促進し、民間技術力の活用による品質確保及びコスト削減を図るため、工事の発注に当たっては、対象工事の特性を踏まえつつ、総合評価落札方式及び各種 V E 方式の積極的な活用を努めるとともに、調査及び設計業務の発注に当たっては、総合評価落札方式及びプロポーザル方式の積極的な活用を努めること。

特に国庫補助事業はその規模及び重要性が公共工事の中でも大きく、品質確保を図ることが重要であることにかんがみ、補助金交付決定時に品確法厳守についての条件を付すこととしたので、適切に対処されたい。

また、極端な低価格による受注が行われた場合、工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、安全対策の不徹底、下請へのしわ寄せ等が懸念されることから、「緊急公共工事品質確保対策」（平成 18 年 12 月 19 日 18 経第 1366 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づく措置を講ずることにより、品質管理及び施工体制等を評価する施工体制確認型総合評価方式及び著しい低入札に対する特別重点調査の一層積極的な活用を努めること。

- (2) 「農林水産省における入札談合防止対策の強化について」（平成 19 年 3 月 19 日）に基づき入札談合防止に万全を期すこと。

(3) 入札契約手続き等については、関係法令等を遵守し、厳正な実施に努めるとともに、「入札契約等の一層の改善について（平成 21 年 3 月 18 日付け 20 経第 2075 号）」に基づき、競争性・透明性の一層の確保等を図ること。

(4) 発注者間の協力体制の確保

基本方針に則り、地域ブロックごとに設置している発注者協議会を通じて、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化すること。

5 監督・検査の適切な実施

品確法等を踏まえ、公共工事の品質が確保されるよう、中間技術検査等を行うことにより、よりの確な監督や検査の実施に努めること。

6 工事の安全対策・環境対策の促進

工事の発注に当たっては、安全確保及び事故防止に万全を期するため、関係法令の遵守、適切な設計・積算、十分な工期の設定、施工条件の明示等に努めるとともに、工事による環境負荷の低減、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処理の徹底に努めること。

7 優良な中小建設業者等の受注機会の確保

事業の効率的な実施に配慮しつつ、中小建設業者（建設業者であって、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 号に該当するものをいう。）及び中堅建設業者（資本の額又は出資の総額が 20 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 1500 人以下の会社及び個人であって、中小建設業者に該当しないものをいう。）に対する受注機会の確保を図ること。

なお、事業の実施に当たっては「官公需についての中小企業者の受注に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき定められる平成 21 年度の「中小企業者に関する国等の契約の方針」に示される措置の実施及び契約目標の達成に努めること。

8 地震・台風等被災地域及び積雪寒冷地域への配慮

地震・台風等被災地域に対しては、各種災害復旧事業をはじめとした農業農村整備事業等の機動的な施行に最大限努めるとともに、積雪寒冷地域の事業等についても早期実施に努めること。

また、関係地方公共団体等と連携しつつ、当該地域における農林漁家の就労機会の確保に配慮すること。